

令和3年度

三郷市国際交流協会

Misato International Association

総 会 資 料

令和3年5月 書面議決

議 案

報告第1号 理事、国際化推進部会長、監事の選任について

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和2年度収入支出決算について

会計監査報告

議案第3号 令和3年度事業計画（案）について

議案第4号 令和3年度収入支出予算（案）について

資 料

三郷市国際交流協会会則

三郷市国際交流協会専門部会の運営に関する要綱

事業に関する要綱

「三郷市国際交流協会日本語教室」要綱

三郷市国際交流協会役員名簿

報告第1号

退任に伴う理事、国際化推進部会長、監事の選任について

令和3年4月理事会（書面決議）を開催し、次のとおり新理事、新国際化推進部会長、新監事を選任いたしましたので報告いたします。

新理事

氏名	檜垣 幸久（三郷市立小中学校長会）
任期	前理事（肥沼 武史）の残任期間

氏名	宮崎 裕（一般財団法人三郷青年会議所）
任期	前理事（宇田川 弘道）の残任期間

氏名	小暮 勲（市民経済部長）
任期	前理事（小菅 貴治）の残任期間

新国際化推進部会長

氏名	アサン バドルル（理事）
任期	一條 信（国際化推進部会長代理）の残任期間

新監事

氏名	小菅 貴治（会計管理者）
任期	前理事（小暮 勲）の残任期間

三郷市国際交流協会
会長 高野 功

議案第1号

令和2年度事業報告

1 総会

開催日	内 容	会 場
令和2年 5月 書面議決	令和元年度事業報告 令和元年度収入支出決算 役員改選 令和2年度事業計画(案) 令和2年度収入支出予算(案) 会員総数99 提出枚数57 会員総数の過半数の書面表決をもって令和2 年度総会は成立しました。 結果 すべての議案について過半数以上の賛 成をもって可決されました。	

2 理事会

開催日	内 容	会 場
令和2年 4月 書面議決	総会提出議案	

3 正副部会長会議

開催日	内 容	会 場
令和2年 4月2日(木) 午後7時～9時	【第1回会議】 理事会提出議案 理事会開催方法等	駒 プレハブ会議室 2階
9月17日(木) 午後7時～9時	【第2回会議】 三郷市国際交流協会ホームページ刷新につい て 会費納入状況 イベント等の報告	瑞沼市民センター 4階 講座室(3)
令和3年 3月11日(木) 午後7時～9時	【第3回会議】 ホームページ刷新について(報告) 退任に伴う理事の選任 令和2年度事業報告・決算 補助金返還について 令和3年度事業計画(案)・予算(案) 令和3年度総会について	駒 プレハブ会議室 2階

4 部会

【総務部会】

開催日	内 容	会 場
令和2年 5月25日(月)	「 会員証 」の発行 (新会員には入会時発行)	
11月26日(木) 午後7時～9時	【 第1回会議 】 三郷市国際交流協会ホームページ刷新について	瑞沼市民センター 1階 工作室
令和3年 1月7日(木)	ボランティアが運営する日本語教室への教室 確保支援	瑞沼市民センター
通年	「 三郷市国際交流協会ホームページ 」の刷新 「 三郷市国際交流協会ホームページ 」の記事 更新	Web 会議含む

【国際化推進部会】

開催日	内 容	会 場
令和2年 4月25日(土)	【 第1回会議 】 各日本語教室の状況報告	メーリングリスト による会議
5月28日(木)	【 第2回会議 】 各日本語教室の状況報告 今後の課題	メーリングリスト による会議
6月30日(火)	【 第3回会議 】 日本語教室代表者会議報告 日本語教室再開について 日本語ボランティア養成講座開催中止 埼玉県東部日本語教室交流会延期 国際推進部会長退任	メーリングリスト による会議
10月21日(水) 午後7時～9時	【 第4回会議 】 日本語教室の状況報告 今年度の事業中止について(コロナ禍のため) 三郷市国際交流協会ホームページ刷新について	瑞沼市民センター 4階 講座室(3)
通年継続事業	日本語教室の運営(協会及び各ボランティア)	瑞沼市民センター Web 教室含む

【交流部会】

開催日	内 容	会 場
令和2年 7月22日(水) 午後7時～9時	【第1回会議】 市民まつり中止について イベントの開催について 三郷市国際交流協会ホームページ刷新について	瑞沼市民センター 4階 講座室(3)

令和2年度収入支出決算

収入の部

(単位：円)

科目	当初予算額	収入済額	比較増減	備考
1 会費	290,000	255,000	△ 35,000	
(1)会費	290,000	255,000	△ 35,000	個人会員 @2,000×56 (1名は令和元年度に支払済) @1,000×14 家族会員 @3,000×3 法人・団体会員 @10,000×12
2 補助金	600,000	490,000	△ 110,000	総支出490,798
(1)補助金	600,000	490,000	△ 110,000	市補助金
3 寄附金	1,000	0	△ 1,000	
(1)寄附金	1,000	0	△ 1,000	
4 諸収入	20,000	157,407	137,407	
(1)諸収入	20,000	157,407	137,407	日本語教室 キャンセル返金 157,400 預金利子7
5 繰越金	375,235	375,235	0	
(1)繰越金	375,235	375,235	0	令和元年度繰越金
合計	1,286,235	1,277,642	△ 8,593	

支出の部

(単位：円)

科目	当初予算額	支出済額	残額	備考
1 会議費	84,000	5,200	78,800	
(1) 総会費	50,000	0	50,000	
(2) 理事会費	4,000	0	4,000	
(3) 部会費	30,000	5,200	24,800	会場使用料等
2 事務費	156,000	81,985	74,015	
(1) 消耗品費	16,000	0	16,000	
(2) 印刷製本費	45,000	32,549	12,451	封筒購入費等
(3) 通信運搬費	65,000	39,436	25,564	はがき、郵送料
(4) 保険料	10,000	0	10,000	
(5) 備品購入費	10,000	0	10,000	
(6) 負担金	10,000	10,000	0	
3 事業費	1,020,000	403,613	616,387	
(1) 総務事業費	335,000	340,224	△ 5,224	ホームページ 8,224 ホームページ刷新に係る費用 300,000 会員証 20,000 他日本語教室支援 12,000 (年度途中再申請分)
(2) 国際化推進事業費	285,000	43,389	241,611	国際交流協会日本語教室 8,200 (年度途中再申請分) 日本語教室運営費35,189
(3) 交流事業費	400,000	20,000	380,000	国際交流農園 借地代 20,000
4 予備費	26,235	0	26,235	
(1) 予備費	26,235	0	26,235	
合計	1,286,235	490,798	795,437	

収入済額 1,277,642 円
 支出済額 490,798 円
 786,844 円

差引残額 786,844 円は、令和3年度へ繰越をします。

令和3年5月6日作成
 三郷市国際交流協会
 会長 高野



令和 2 年度会計監査結果報告

令和 2 年度三郷市国際交流協会収入支出決算について関係帳簿並びに証拠書類などを精査した結果、適正でありましたので報告いたします。

令和3年3月31日

三郷市国際交流協会

監事 小暮 勲 

監事 豊田 明美 

令和3年度事業計画（案）

1. 会議

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 専門部会の開催
- (4) 正副部会長会議の開催

	事業名	内 容
総務部会	(1)「三郷市国際交流協会だより」の発行	国際交流活動の写真取材および解説文等を使い記事を作成他、イベントの開催案内、お知らせ記事等を作成しこれらの構成を行う。 年2回(2,500部/回)発行し会員への配布、公共施設等で一般の方への配布を行う。
	(2)国際交流協会ホームページの更新と管理	MIAサーバーへの最新情報のアップロード、不要データの削除などを行う。 ホームページは協会の事業や市内における国際交流活動についての開催予告、開催状況、PRしたい情報などを会員や市民に伝える。
	(3)会員証の発行、他	国際交流協会会員に対し会員証を印刷・発行する。
	(4)近隣の国際交流団体との交流の拡大	近隣市・町の国際交流団体と情報交換・交流の拡大を行う。
	(5)ボランティアにより運営されている日本語教室への支援	国際交流協会会員が主宰し、市内公共施設においてボランティアにより運営されている日本語教室に対して施設使用料を補助する。
国際化推進部会	(1)国際理解講座の開催	国際意識高揚のため、小・中学校などにおいて講演会を開催する。
	(2)日本語教室ボランティアスタッフ養成講座の開催	在住外国人に対して、日本語指導を行うボランティアスタッフを養成するための講座を開催する。
	(3)日本語教室の運営	市内及び近隣在住外国人が、日常生活に必要な日本語能力を習得できるよう、学習することを支援する。日本語を楽しく学びながら、地域との交流を図る。また、最近の外国人の急増に対応するため、各教室のスタッフの増員及びスキルの向上を図る。 尚、今期は埼玉県東部地区交流会で三郷市が幹事を務める。
	(4)国際化推進イベントの実施	在住外国人と日本人が、日本文化及び異文化理解を深めるため、国際化を推進するイベントを実施する。
交流部会	(1)総会後の懇親会	市内在住外国人と共に、新規会員等と交流を図る。
	(2)国際交流農園事業	野菜を作りながら、畑で交流を深める。(収穫祭・農園パーティーなど年数回イベント開催)
	(3)市民まつりへの参加【外国人による屋台】	市民まつりに参加し、市民の国際意識の高揚と異文化理解に寄与する。
	(4)外国人と楽しむスポーツ交流会	スポーツを通じ外国人同士、またその他の市民との交流を図る。教育委員会スポーツ推進課と共催する。
	(5)国際交流フェスタ	各国の文化紹介などを通じ、相互理解と親睦を深める。

令和3年度収入支出予算（案）

収入の部

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
1 会費	257,000	290,000	△ 33,000	
(1)会費	257,000	290,000	△ 33,000	個人会員(一般) 57人 個人会員(学生・外国人)14人 家族会員 3家族 法人・団体会員 12団体 ※前年度実績
2 補助金	600,000	600,000	0	
(1)補助金	600,000	600,000	0	市補助金
3 寄附金	1,000	1,000	0	
(1)寄附金	1,000	1,000	0	
4 諸収入	20,000	20,000	0	
(1)諸収入	20,000	20,000	0	事業参加費等 預金利子
5 繰越金	786,844	375,235	411,609	
(1)繰越金	786,844	375,235	411,609	令和2年度繰越金
合計	1,664,844	1,286,235	378,609	

支出の部

(単位：円)

科目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
1 会議費	105,000	84,000	21,000	
(1)総会費	70,000	50,000	20,000	会場使用料等
(2)理事会費	5,000	4,000	1,000	会場使用料等
(3)部会費	30,000	30,000	0	会場使用料等
2 事務費	190,000	156,000	34,000	
(1)消耗品費	30,000	16,000	14,000	事務用品等
(2)印刷製本費	50,000	45,000	5,000	封筒印刷等
(3)通信運搬費	80,000	65,000	15,000	切手代、郵送料等
(4)保険料	10,000	10,000	0	保険加入料
(5)備品購入費	10,000	10,000	0	
(6)負担金	10,000	10,000	0	埼玉県国際交流協会負担金
3 事業費	1,290,000	1,020,000	270,000	
(1)総務事業費	440,000	335,000	105,000	国際交流協会だより発行・ホームページ管理料・会員証作成・他日本語教室支援等
(2)国際化推進事業費	360,000	285,000	75,000	日本語教室ボランティアスタッフ養成講座・国際交流協会日本語教室・国際理解講座・国際化推進イベント等
(3)交流事業費	490,000	400,000	90,000	国際交流農園・国際交流フェスタ・市民まつりへの参加・スポーツ交流会懇親会等
4 予備費	79,844	26,235	53,609	
(1)予備費	79,844	26,235	53,609	
合計	1,664,844	1,286,235	378,609	

資料

三郷市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、三郷市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、市民が主体となった国際交流を推進、支援するとともに、異なる文化や習慣等について理解を深め、市民として共生できるような環境をつくり、もって三郷市の国際化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流を目的とする事業の計画及び提供に関すること。
- (2) 国際化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 国際化に関する意識の啓発及び普及に関すること。
- (4) 国際交流活動への援助及び協力に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同するものをもって協会の会員とする。

2 会員になろうとするものは、入会申込書により申し込み、次条に定める会費を納入した日から会員の資格を有する。

3 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会させることができる。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は社会の公序良俗に反する行為を行った場合で、理事会の議決があったとき。

(会費)

第5条 会員は、次の区分に従い会費を納めるものとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000円
 - (ア) 学生・生徒は、年額1,000円とする。
 - (イ) 外国人は、加入促進を図るため、年額1,000円とする。
- (2) 家族会員 年額 3,000円
- (3) 法人会員 年額 一口につき 10,000円

(4) 団体会員 年額 一口につき 10,000円

2 退会による会費の返還は行わない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 30名以内

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、第13条に規定する理事会において選出する。

2 理事は、第15条に規定する正副部会長会議において選出する。

3 会計及び監事は、理事会において選出する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、理事会を構成する。

(4) 会計は、協会の会計事務を処理する。

(5) 監事は、協会の財産、会計及び業務の執行について監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(名誉会長及び顧問)

第10条 会長は、理事会の承認を得て、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、三郷市長をもって充てる。

(会議)

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長又は理事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他会長及び理事会が必要と認める重要事項に関すること。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 家族会員は、その中の1名に限り議決権を有する。

6 法人会員及び団体会員は、その代表者に限り議決権を有する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会への付議事項に関すること。

(2) 協会運営における重要事項に関すること。

(3) 補欠の役員を選任に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会)

第14条 協会の事業を円滑に推進するため、次の専門部会を設置する。

(1) 総務部会

(2) 国際化推進部会

(3) 交流部会

2 専門部会に関する事項は、会長が別に定める。

(正副部会長会議)

第15条 協会の運営について審議するため、正副部会長会議を設置する。

2 正副部会長会議は、会長及び副会長並びに前条に掲げる専門部会の部会長及び副部会長をもって構成する。

3 正副部会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第16条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 協会の事務を処理するため、三郷市市民生活部市民活動支援課内に事務局を置く。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成14年6月30日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協会の設立当初の役員任期は、第9条第1項の規程にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協会の設立年度の会計年度は、第16条の規程にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成16年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成18年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成19年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成20年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成25年5月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この会則は、平成26年5月18日から施行する。

三郷市国際交流協会会則第19条の規定に基づき、平成22年4月28日理事会を開催し、理事の選任について承認を得たので次のとおりとする。

平成22年4月28日

三郷市国際交流協会
会長 石出幸一

1. 団体及び法人推薦の理事は原則として1名とする。ただし、会長が必要と認めたときは、同一の団体又は法人から2名を限度として推薦することができる。
2. 同一の団体又は法人から2名の理事が選任された場合は、当該団体又は法人会員の会費のほか、個人会員の会費を納めることとする。

※会則第19条

この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

三郷市国際交流協会専門部会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三郷市国際交流協会会則（以下「会則」という。）第14条の規程に基づき設置する専門部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

総務部会

- (1) 会員の募集及び会報紙発行等、協会のPR、広報に関すること。
- (2) 国際交流に関する情報収集及び提供に関すること。
- (3) 国際交流関連機関等との連携に関すること。

国際化推進部会

- (1) 日本文化及び異文化の理解に関すること。
- (2) 国際意識高揚のための講演会等の開催に関すること。
- (3) 日本語学習支援に関すること。

交流部会

- (1) 市内在住外国人との交流に関すること。
- (2) 外国人の生活相談に関すること。

(構成)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員で構成する。

(部会長等)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、理事会の承認を得て会長が指名する理事をもって充てる。副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長及び副部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を統括するとともに、専門部会事業の企画及び実施に際し、その経過及び結果について、理事会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長の欠員に伴う後任者の選任は、会則第13条第3項第3号の規定に従い、理事の後任の選任を理事会において行い、新たな部会長は、理事会の承認を得て会長が指名する理事をもって充てる。

(会議)

第5条 部会長は、専門部会を招集し、議長となる。

2 専門部会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年6月30日から施行する。

2 専門部会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月19日から施行する。

事業に関する要綱

「三郷市国際交流協会日本語教室」要綱

平成 22 年 4 月 7 日制定

平成 23 年 2 月 23 日改正

令和元年 12 月 13 日改正

1. 総 則

- (1) 本日本語教室は、「三郷市国際交流協会日本語教室」(以下「日本語教室」という)と称する。
- (2) 日本語教室の通称を”三郷にほんご ひろば”とする。
- (3) 本日本語教室は、日本語学習活動を通じ国際交流をはかり、三郷市国際交流協会(以下「協会」という)の多文化共生事業として、協会の承認によって運営されるものとする。

2. 目 的

- (1) 市内及び近隣在住の日本語を母語としない人(以下「学習者」という)の日本語学習を支援する。尚、日本語学習支援活動に携わる人を日本語指導ボランティア(以下「スタッフ」という)と称する。
- (2) 学習者が日本語を通して、地域社会との関係の一層の向上と、地域との交流を支援する。
- (3) イベントや事業への学習者及びスタッフの参加により、国際交流を促進する。

3. 日本語教室主催者および運営担当者

主催者：三郷市国際交流協会

運営担当者：国際化推進部会

4. 協会の役割

- (1) 日本語教室の企画・運営のサポート。
- (2) 日本語教室、地域交流などに関する情報提供。

5. 役 員

日本語教室の運営に当たり、次の3名の役員を置く。

代表 1 名

副代表 1 名

会計 1 名

6. 役員選出及び任期

スタッフの合議により選出し、国際化推進部会で承認する。

任期は2年とする。ただし、再任の期間は別途スタッフで合議し、国際化推進部会で承認する。

7. 日本語教室開催場所・日・時間

三郷市立瑞沼市民センター（所在地 三郷市上彦名870番地）
毎週金曜日 午後7時から午後8時45分

8. スタッフ

スタッフは、日本語を母語としない人への日本語指導に興味があり、ボランティアとして無償で活動できる者とし、協会に日本語指導ボランティアとして登録をする。但し、日本語指導スタッフとしての経験、年齢、また協会への加入の有無は問わない。

9. 活動内容

- ・日本語教室を運営し、学習者の日本語能力習得を支援する。
- ・学習者の日常生活、教育機会、社会生活の向上を図るよう支援する。
- ・学習者の協会イベントや事業に参加する事を支援する。
- ・スタッフの指導力向上のための研修、及び新規スタッフの募集と養成。
- ・既設の各日本語教室と共働し、相互に情報交換する。

10. 本要綱の改廃

本要綱の改廃は、三郷市国際交流協会 国際化推進部会の承認の下、実施する。

11. その他

ここに定めるもののほか、運営上必要な事項は国際化推進部会で審議し、定める。

三郷市国際交流協会役員名簿

役 職	氏 名	備 考
名誉会長	木 津 雅 晟	三郷市長
顧 問	望 月 祐 言	三郷市国際交流協会元会長
会 長	高 野 功	知識経験者
副会長	一 條 信	知識経験者
理 事 総務部会長	田 中 欣 一	知識経験者
理 事 国際化推進部会長	アサン バドルル	知識経験者
理 事 交流部会長	田 村 公 平	知識経験者
理 事	鈴 木 邦 男	三郷市商工会
〃	檜 垣 幸 久	三郷市立小中学校長会
〃	坂 下 昇 平	三郷ロータリークラブ
〃	片 野 秀 臣	三郷中央ロータリークラブ
〃	小 高 好 典	三郷ウェンズデーロータリークラブ
〃	茂 木 正 行	三郷鳩鳥ライオンズクラブ
〃	宮 崎 裕	一般社団法人三郷青年会議所
〃	佐 々 木 修	三郷市商工会青年部
〃	宮 田 博	越谷法人会三郷支部長
〃	マナnder ディネス	東京大学空間情報科学研究センター特任准教授
〃	竹 之 内 満	国際交流ボランティアグループ 三郷日中友好会
〃	丸 山 一 夫	国際交流ボランティアグループ Sat.com (サタデードットコム)
〃	姫 野 綾 子	国際交流ボランティアグループ 三郷日本語教室
〃	成 田 眞 一	知識経験者
〃	土 屋 健 雄	知識経験者
〃	小 池 常 夫	知識経験者
〃	明 星 美 貴 子	知識経験者
〃	宍 戸 義 弘	知識経験者
〃	安 藤 茂 子	知識経験者
〃	小 暮 勲	三郷市市民経済部長
会計を兼ねる理事	高 野 夏 樹	知識経験者
監 事	小 菅 貴 治	三郷市会計管理者
〃	豊 田 明 美	知識経験者

わたしたちのホームページを刷新しました!!

<http://www.misatoia.net/>



<Twitter>

<http://twitter.com/misatoia>

三郷市国際交流協会

